

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 1 項の規定により、北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標を次のとおり公表する。

平成 23 年 7 月 12 日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標

昭和 25 年に戦後の新制医科大学の第 1 号として医学部医学科の単科で開学した札幌医科大学は、平成 5 年には保健医療学部を開設するなど、北海道で唯一の公立医系総合大学として発展してきた。

この間、医師をはじめとする地域に貢献する多くの医療人を育成するとともに、先進医学・保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣などを通し、北海道の医療・保健・福祉の充実・発展に寄与してきた。

近年、少子高齢化の進展や医療制度改革など、大学を巡る情勢は、急速かつ急激に変化している。

こうした社会情勢の変化や道民ニーズの多様化に的確に対応し、今後とも「進取の精神と自由闊達な気風」、「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神の下、札幌医科大学が、道民の健康の維持増進に貢献し、道民の誇りとなる大学であり続けることを目指すため、次の 6 項目を基本目標とし、新たに出発する北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標を定める。

（基本目標）

- 1 創造性に富み人間性豊かな医療人を育成し、本道の地域医療に貢献する。
- 2 進取の精神の下、世界水準の研究を推進し、国際的な研究拠点の形成を目指す。
- 3 高度先進医療の開発・提供を行い、本道の基幹病院としての役割を果たす。
- 4 健康づくり・疾病予防の視点に立った総合的な地域医療支援ネットワークの形成に努める。
- 5 最新の研究・医療に関する情報の地域社会への提供やより一層の産学官連携を進め、研究成果の社会還元^{かっ}に努める。
- 6 国際交流を推進し、国際的医療・保健の発展に寄与する。

第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部	医学部 保健医療学部
大学院	医学研究科 保健医療学研究科
専攻科	助産学専攻科
附属施設	附属病院 総合情報センター 産学・地域連携センター

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士課程

- (ア) 人間の生命と人権を尊重し、高い倫理観を持った人間性豊かな医療人を育成する。
- (イ) 医学・医療に関する専門的な知識と技術を持ち、多様化する課題への解決能力を身につけた人材を育成する。
- (ウ) 広い視野を有し、高いコミュニケーション能力を持った国際性豊かな人材を育成する。

イ 大学院課程

- (ア) 医学・医療に関する高度な知識と技術に支えられ、国際的に通用する独創的・先端的な研究に取り組むことができる人材を養成する。
- (イ) 医学・医療に関する高度な知識と技術を身につけ、地域におけるリーダーとして医療の質の向上に取り組むことができる高度で専門的な職業能力を有する人材を養成する。

ウ 専攻科課程

助産に関する高度な知識と優れた技術を身につけ、その基盤となる助産学を探究することができる創造性に富み人間性豊かな人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者の受入れ

(ア) 学士課程

教育をめぐる環境の変化に対応し、選抜方法の改善、高校の教職員及び受験希望者への広報活動の強化等を図り、学習意欲と目的意識を持った優れた人材を確保する。

(イ) 大学院課程

研究の高度化・多様化に対応し、選抜方法の改善、国内外の学生及び社会人への広報活動の強化等を図り、研究意欲と目的意識を持った優れた人材を確保する。

(ウ) 専攻科課程

多様な資質、経験等に対応した選抜方法を取り入れるとともに、学習意欲と目的意識を持った優れた人材を確保する。

イ 教育課程

(ア) 学士課程

教育をめぐる環境の変化に対応し、効果的な教育課程の編成に取り組む。

(イ) 大学院課程

研究の高度化・多様化に対応し、学生の専門知識・技術の習得と研究能力の向上が図られるよう教育課程を充実させる。

(ウ) 専攻科課程

助産をめぐる環境の変化に対応し、学生の専門知識・技術の習得と基礎的な研究能力の向上が図られるよう教育を行う。

ウ 教育方法

情報技術の活用、授業形態の多様化などを図り、教育方法を充実する。

エ 成績評価

客観的で明確な基準に基づき厳正な成績評価を行い、学生の進級・卒業時の質の保証を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 実施体制及び教職員の配置

多様化する学生の教育ニーズに対応し、学部間及び学部・研究科間の連携を強化するとともに、適切な教職員配置を行うなど、効果的かつ効率的な実施体制を整備する。

イ 教育環境

施設設備や情報基盤等の教育環境の改善・充実に努めるとともに、施設設備の適切かつ有効な活用を図る。

ウ 教育の質

より質の高い教育を提供できるように教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を活性化するとともに、学生による授業評価等により教育活動への評価体制を充実し、教育の質を向上させる。

(4) 学生への支援等に関する目標

ア 学習等支援

学生の学習意欲を高めるとともに、社会性を涵養^{かん}するための活動や自主的学習を支援する。

イ 経済的支援

学習意欲のある学生等で経済的な理由により修学が困難な者に対し、勉学等に専念できるように経済的支援に取り組む。

ウ 生活支援及び健康管理

快適で充実した学生生活を送ることができるよう学内環境の整備に努める。

また、学生のニーズに応じた利用しやすい相談体制を整備するとともに、健康管理体制を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進するとともに、医療・保健・福祉に関する地域ニーズの高い研究に取り組み、成果の積極的な社会還元^{かんとん}に努める。

(2) 研究実施体制等に関する目標

ア 研究機能

全学的見地から研究者等を弾力的に配置するとともに、研究の特性・必要性に応じ、学外から豊かな資質や優れた能力を持つ人材を受け入れるなど、大学の研究機能の強化に努める。

イ 研究の質

学内外の研究組織・機関との連携・協力を進めるとともに、研究目標を明確に設定し、自己評価や外部評価により研究の水準や成果の適切な検証を行い、研究の質の向上に努める。

ウ 研究資金

外部研究資金の積極的な獲得に取り組むとともに、研究者等の研究活動の評価結果や大学として重点的に取り組む領域を考慮し、研究費の弾力的・重点的な配分に努める。

エ 知的財産

知的財産の創出、取得及び管理体制の充実を図り、地域・産業界への技術移転等に積極的に取り組む。

3 社会貢献に関する目標

(1) 地域医療等への貢献に関する目標

ア 道、関係機関等との連携を強め、地域への医師派遣体制の充実を図るとともに、道立病院や地域の中核的医療機関に対し高度先進医療技術を提供するなど、診療支援に積極的に取り組む。

また、地域で活躍する医師をはじめとする医療従事者の研修、研究活動等を支援する。

イ 道、市町村等の医療・保健・福祉に関する政策形成・調査や疾病の予防・健康づくりのための活動を支援する。

ウ 大学の施設等の地域への開放、教育研究活動の成果である各種学術情報の発信、公開講座の開催等に積極的に取り組む。

なお、地域医療等への貢献に積極的に取り組むよう、次のとおり数値指標を設定する。

設定内容	目標値（平成 24 年度）
医師等の総派遣件数に地域医療を支える公的医療機関に対する派遣件数が占める割合	60%
道、市町村等の政策形成、健康づくり活動等への支援件数	平成 18 年度比 20%増
公開講座等の開催件数	平成 18 年度比 30%増

(2) 産学官連携に関する目標

大学の研究成果を企業や地域に積極的に発信するとともに、共同研究・受託研究の推進、技術移転・技術指導の取組み等により、産学官連携を深め、研究成果の社会還元を積極的に進める。

なお、産学官連携に積極的に取り組むよう、次のとおり数値指標を設定する。

設定内容	目標値（平成 24 年度）
共同研究及び受託研究の実施件数	平成 18 年度比 20%増

(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標

外国の大学、研究機関等との交流・連携を推進し、国際感覚豊かな人材を育成する。
また、国際水準の研究を進めるとともに、国際的な医療支援活動等に積極的に参画するなど、国際社会への貢献に努める。

4 附属病院に関する目標

(1) 診療に関する目標

高度・先端医療の提供機能の強化、医療の安全体制の充実等により、医療サービスの一層の向上を図るとともに、患者中心の安心で安全な質の高い医療を提供する。

(2) 臨床研究に関する目標

特定機能病院として高度な先端医療の研究開発を積極的に推進し、本道の医療水準の向上に貢献する。

(3) 臨床教育に関する目標

臨床実習・研修や生涯教育の充実を図り、高度な知識や技術と豊かな人間性を兼ね備えた信頼される医療人を育成する。

(4) 地域医療への貢献に関する目標

地域医療支援体制の充実を図るとともに、地域の医療機関等と連携し、本道の地域における医療・保健・福祉の向上に積極的に取り組む。

(5) 運営の改善及び効率化に関する目標

病院長のリーダーシップにより、病院運営の改善及び効率化を図り、大学病院としての特殊性を考慮した上で、自立的経営を図る。

第3 業務運営の改善に関する目標

1 運営に関する目標

(1) 理事長（学長）のリーダーシップにより、効果的・効率的で、かつ、責任ある大学運営を推進する。

また、組織や人員配置の弾力化など、全学的観点から戦略的な学内資源の配分を行う。

(2) 役員及び教職員は、法令を遵守し、大学が持つ社会的責任を果たす。

2 組織及び業務等に関する目標

組織の見直しを適宜行い、科学技術の進展など学問を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、事務処理の見直しや定型的・機械的な業務等の外部委託化を進め、簡素で効率的な組織体制を確立する。

3 人事の改善に関する目標

(1) 柔軟な人事制度を取り入れ、教員人事の活性化を進め、教育研究の質の向上を図る。

(2) 事務職員等について、多様な採用方法を取り入れ、優秀な人材を確保するとともに、専門性の高い職員を育成する。

(3) 公正かつ適正な評価制度を導入し、業績や貢献度が反映される人事システムを確立する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 財務に関する基本的な目標

企業会計制度の導入により、透明で効率的な経営を行い、法人の財務基盤を強化する。

2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

学内体制の整備や産学官連携の推進などの取組みを行い、積極的に外部研究資金の獲得を図る。

また、多様な収入源の確保と自己収入増加の取組みを進め、法人財務の安定を図る。

3 経費の効率的執行に関する目標

経費の執行について不断に点検するとともに、職員のコスト意識を醸成し、経費の効率的執行を図る。

4 資産の運用管理に関する目標

資産を適切に管理するとともに、多様な手法を取り入れるなど効率的運用を図る。

なお、次のとおり数値指標を設定する。

設定内容	目標値（平成24年度）
中長期的な視点に立ち、法人化のメリットを生かし積極的に財務内容の改善に努めること。	運営費交付金依存率 平成18年度比おおむね5ポイント縮減

注1 運営費交付金依存率とは、大学の収入に占める運営費交付金の割合をいう。

2 平成18年度は、運営費交付金に相当する額とする。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育・研究、組織・運営等の状況について自己点検・評価を適切に実施し、結果を公表するとともに、法人の業務運営の改善に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

道民に開かれた大学として、積極的な情報の公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

施設設備の適切な維持管理及び効果的な活用により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的視点に立った計画的な整備に取り組む。

2 安全管理その他の業務運営に関する目標

(1) 学生及び教職員に対する安全衛生管理体制並びにキャンパス内の防災・防犯体制を充実し、安全な教育研究環境を確保する。

また、大規模な事故、災害等に備え、危機管理体制を整備する。

(2) 廃棄物の削減、資源の再利用等環境に配慮した活動を実践し、法人としての社会的責任を果たす。